

綱光公記

—宝徳二年六月記・宝徳二年足利義成直衣始申沙汰記・義政公直衣始参仕記—

遠藤 須田 桃田
藤 田 中 崎
珠 牧 奈 有
紀 子 保 一 郎

はじめに

『東京大学史料編纂所紀要』二〇号～二五号では広橋綱光(一四三一—七七)の文安三年(一四四六)から応仁元年(一四六七)までの暦記の翻刻を行った。その後、二六号より再び時代をさかのぼり、日次記の紹介を行っている。今号では宝徳二年(一四五〇)六月記に加え、関係が深い別記二点を翻刻する。本記の概略については二〇号を参照して頂きたい。

この年の將軍は足利義政、天皇は後花園天皇である。綱光は二〇歳で、位階は正五位上、官職は藏人・権右中弁・右兵衛佐であった。

今回翻刻分から目立つ出来事を摘記すると、まず六月の祇園祭で、四条橋の再建の願主の懇望によって、神幸が四条橋の上を通るようコース変更された点が注目される。また同月に、將軍義政の執奏により、故裏松義資(義政の母重子の兄)に正二位・権大納言が追贈された。同月後半になると、翌七月五日に予定された義政の直衣始の準備が本格化する。

る。その申沙汰は本来、武家伝奏中山親通が担当したが、軽服のため動けなくなった彼に代わり、義政家の奉行家司であった綱光へと引き継がれた。以後、右大臣二条持通らと相談を重ねながら綱光はこれを申沙汰しつつ、月末には義政の正二位昇叙の申沙汰まで担当して、一連の將軍昇進行事に忙殺されてゆく。

七月五日の義政の直衣始は、今回翻刻分のハイライトである。綱光はこれに関する別記を二点残している。一点目の『宝徳二年足利義成直衣始申沙汰記』は、当日までに決定・調達すべき案件・物品のリストで、実務上の事務書類に近い。紙背文書はこの直衣始に関わる文書であり、準備と同時並行で、それらを反故にしながら冊子を作成し、記録を作成していた様子が窺われる。二点目の『義政公直衣始参仕記』は、前半には当日の様子が記録され、後述の『贈内府綱光公記(義政卿直衣始)』に重なる部分が多い。後半には独自の情報が多く、直衣始の実務上の議論・問題点ばかりか、そもそも直衣始を行うべきかどうか、という点にまで踏み込んで、準備の経緯が記録されている。

なお七月記日次記の原本は冒頭が欠けており、五日条当日の記事は見られない。ただし京都大学総合博物館所蔵勸修寺家記録の中に『贈内府綱光公記（義政卿直衣始）』という七月五日当日の記録がある。この記録は『義政公直衣始参仕記』と重なる部分もあるが、異なる記述もある。あるいはこの史料は日次記の写本である可能性もある。また綱光は六月三日に奉行家司として差配を命じられ、同一六日には中山親通の軽服により申沙汰を任された。綱光は両日とも「委細有別記」と記す。ところがこれらに該当する記事は現存の別記両点には見られず、ほかにも別記が記されていた可能性がある。

さらにこの直衣始については、国立歴史民俗博物館所蔵『廣橋家旧蔵記録典籍』の中に綱光筆の「義政公直衣始記」（日六三―五八一）という万里小路時房『建内記』宝徳二年七月五日条の写本がある。この内容は、綱光からの情報提供に拠ったとの記述もあるが、相当部分綱光の記録と類似している。綱光は時房にしばしば教えを乞うており、この日も時房邸の前を通過する時には礼を尽くしている。『建内記』当日条の執筆経緯、およびその記事を綱光が写していることは興味深い。時房はすでに五七歳で『建内記』はこの時期にはほとんど残っておらず、宝徳二年記も七月五日条のみである。

直衣始に戻ると、中でも注目すべきは、義政の直衣始が祖父義満の先例から逸脱していたことで、綱光自身も含めた公家社会から疑問が噴出した。周知の通り、義満以後の將軍家では、基本的に義満・義教親子の先例が踏襲すべきスタンダードとして拘束力を持ったが、通説的印象とは裏腹に、この時期の義政は大きな逸脱へと踏み出しつつあった。今回翻刻の『参仕記』により、公家社会の懸念をよそに義政一人の強い意志で直衣始が強行された事実が、当事者綱光の視点から明らかにされる。

実はこの時期、尾張では守護代織田氏の更迭をめぐる紛争の最中で、

斯波家中が分裂したのみならず、一方に義政の乳母今参局が加担し、他方に義政の生母重子が加担するなど、政権中枢を揺るがす政争に発展していた。加えて、斯波家中重鎮の甲斐常治との姻戚関係から、後に義政の「御父」となる伊勢貞親も介入し、さらに管領畠山持国も独自の動きを見せ、ちょうど同じ頃に義政の「御父」の地位を得ている。宝徳二年頃を境に、応仁の乱前の四半世紀に及ぶ義政期前半における、特筆すべき中央政界の激動期に入る（今回翻刻分の、六月の裏松義資の復権もその一部か）。その中で家司として義政の生の声を聞き命令を実行する立場にあった綱光の日記は、当該期政治史の一級史料として、ますます重要性を高めてゆく。

なお、今回翻刻分の書誌情報は以下の通りである。日次記の底本は国立歴史民俗博物館蔵『綱光公記』（日六三―六六四）。別記の一つは同館蔵『義政公直衣始参仕記』（日六三―三五七）で、題箋に「儀一二五／將軍義政公直衣始参仕記（宝徳二年七月五日）完（綱光公自筆記）巻／綴合もとのまま」とあり、末尾に張り継がれた散状以外には紙背がない。別記のいま一つは同館蔵『宝徳二年足利義成直衣始申沙汰記』（日六三―五七〇）で、題箋に「儀一二六／宝徳二年足利義重直衣始申沙汰記 一卷／綴合このまま」とあり、全紙に紙背がある。

末筆ながら、調査・翻刻を御許可下さった国立歴史民俗博物館に深く申し上げる。

【付記】本稿はJSPS二〇K〇〇九三三、国立歴史民俗博物館蔵資料型共同研究「『広橋家旧蔵記録文書典籍類』を素材とする中世公家の家蔵史料群に関する研究」の成果の一つである。

【凡例】

・翻刻に当たっては、文書の貼り継ぎがなされていたり、異筆の場合
は、「」で括って示した。

・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みと
した。傍書・挿入箇所も適宜本文中に追い込みとした。

・本文には読点および並列点を加えた。尊敬を表す鬨字は適宜存した。
・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。抹消さ
れた文字は左傍に々を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を
計って■または■とした。判読不能の文字は☒で示した。また残

画により文字が推定できる場合は、その文字を□の中に示した。
・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は

「〔 〕」、人名注など参考のためのものは（ ）に入れ傍に記した。
・なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示し
た（例えば室町殿は足利三春あるいは義成でなく義政とした）。入道

した者については、まず法名を示し、続いて俗名を示した。
・その他、適宜○を付して注記を示した。

【宝徳二年六月記】

六月

一日、晴、依歛楽不出仕、此旨内々示遣日野了、早可披露云々、月朔幸
甚々々、忌火御膳、陪膳頭弁參云々、今夜同遂転任拜賀云々、

二日、

三日、晴、自中山中納言有使者、来月五日御直衣始、奉行家司也、從御

点、可申沙汰、同供奉事也云々、祝着畏入之由得其意可令披露之由返
趣了、今日少々相催者也、今度康曆御例云々、委細有別記、抑康曆御例

四日 事、不審無他、件度大将御拜賀以後也、今度可相違事歟、定申次
委不申達哉、為之如何、

五日、

六日、晴、世間病少無為云々、惣別珍重々々、

七日、晴、祇園祭礼無為云々、四条橋上、新造願主依所望、神幸云々、
風流以下如例、

八日、晴、清水寺別当、被補修南院、是依御執奏也、内々以日野令申

了、仏地院他界間、法隆寺別当東福院^(北)兼任、此間東福院清水寺別当辞退

間、修南院被申了、勝願院^(良雅)・喜多院^(後)・東院^(兼)以下競望云々、仍喜多院被補

由、内々禁中有御沙汰者也、周章之処為御執奏被補修南院、申次頭弁

云々一段眉目之至、忝畏存候也、則一昨日此仰趣、修南院令示知候也仍

今日上洛云々樽以下沓々送給、入夜対面、五色等賞翫、抑故裏松中納言

為御執奏被送贈官贈位、予可申沙汰之由、夜前藤中納言示度間、

於宣下きと不存例、以於陣儀今夜不可事行、明日早可申沙汰由返答了、

仍今日兩局相尋先例、先申御点、上卿四条大納言、少納言業忠朝臣、可

相触由被仰下間、相催処、皆以故障、但禁中今御神事中也、無先例、於

消息宣下者、良賢真人贈位消息宣下云々、此外伊勢国帥大納言贈位同消

息宣下也、仍申談執柄^(清原)、誠御神事中贈位事不可然、雖邂逅、已有消息

宣下例上者不可苦歎由、被申計問、旁以被消息宣下、上卿日野中納言相

付処、称所勞、入夜宣旨返送、言語道断次第也、度々雖返遣、不可請取

云々、絶常篇者歟、仍付四条大納言了、且為祝着、口宣案所望間、已

付上卿日野中納言分書遣了、上卿相替間即夜入書改遣了、頭弁絶常篇之

由返答、勿論々々、每度此卿^(柳原)、宣旨下知者称所勞、他行返給、以外

次第也、頭弁今日中可申沙汰候由兼相談間、頭過法也、大納言贈官、

正二位贈位也、宣旨書様、内々清少納言相談了、

宝徳二年六月八日 宣旨

故前中納言正三位藤原朝臣資、
宜令作贈正二位位記、

藏人——

故前權中納言正二位藤原朝臣資

宜贈大納言、

藏人——

口 宣二紙獻上之、早可令下知給之狀如件、

權右中弁——奉、

進上 四条大納言殿

大内記就此事度々來、雖消息宣下、可有 宣命敷司也、有内々所望者遣
云々位記計令遣云々

九日、晴、修南院被參 室町殿、申次頭弁也、御樽等被進上云々、頭弁
被遣折紙云々、禁裏五色一荷・御樽二荷被進上、修南院、予申次、則有
女房奉書、加仰字等進修南院了、伝奏里 樽等被遣云々、

十日、晴、明日月次祭分配也、依歛樂申故障之趣、神今食又卜合也、同
故障之趣申入了、左中弁參向云々、上卿可尋記、參議菅宰相、少納言業
忠朝臣云々、

十一日、晴、夕立、藤中納言母他界云々、云仏地院連続、不便々々、
十二日、晴、御月忌如例、

十三日、晴、正誕生間、有瑞雲院祈禱、今夜別殿行幸、早參依歛樂不
參、奉行藏人權佐也、

十四日、晴、祇園御靈会、風流以下如例、無為云々、四条橋上神幸
云々、珍重々々、是新造故也、願主所望也、予歛樂本腹所自愛也、典藥
頭盛長朝臣良葉也、

十五日、晴、今日祇園臨時祭也、奉行藏人權佐也、云無催、歛樂未悉本

腹間旁不參、後聞、件 宣命不相催問、臨期及違乱云々、言語道斷事
也、奉行未練、為之如何、少内記中原康顯俄草進云々、頭弁勝光朝臣早
參、

十六日、晴、有權中納言親通卿使者云、俄有輕服事、仍直衣始申沙汰不
可叶問、自今至当日、一向可申沙汰云々、為時儀上者不能左右事也、所
詮返答云、每事未練不具、旁以迷惑候、乍去先可存知候、畏入由可得其
意由仰遣了、抑今度之儀、返々御沙汰之次第等不審、仍申沙汰事大事
也、但大略以前伝奏申沙汰問、於後々事ハ兎も角も予不可成未申沙汰
段勿論候間心安也、申沙汰者祝着也、委細有別記、入夜半更以後月蝕、
御祈誰人哉、可尋知、

十七日、
十八日、晴、夕陽之時分雨下、雷氣甚、今日日野亭中山等出向、条々尋
沙汰、

十九日、晴、早旦參右府御亭、今度御直衣始条々尋了、次今度之御沙汰
次第不審、存何御例候哉、承及候分、康曆御例云々、件度大将御拜賀以
前候、今度大納言御拜賀以前候、可相違事候歟、如何、定宜樣計御申候
哉由申入了、則返承云、今度之御行粧之儀、不可然由雖申入、依申次不
達歟、忝可進注之由被仰之間、無力、任宜儀了云々、此趣尤歟、但每事
被申計上者、能々分被申決哉、室町殿御意、右府被任計御申間、いか程
も此子細不被申達哉、珍事為之如何、又申次未盡也、彼是可謂珍事、然
而今度之儀、每事省略御沙汰也於御僮僕者、康曆御例同事也承者也、莫
言々々、入夜、着束帶參 内、是内府拜賀、為申次也、今朝自頭弁被与
奪故也、曉更之時分先參内、経床子座前進弓場、予自無名門、不持内府
答揖、予同之、則參御所方、無程帰出、今度持予揖、内府答揖之後、帰
入、每度左次内府舞踏、了後、入無名門、昇小板敷、着殿上端座、每度
掛如例、則入上戸、内々御対面、宜定所、予申次、又入上戸帰着端座、

御祈誰人哉、可尋知、

十八日、晴、夕陽之時分雨下、雷氣甚、今日日野亭中山等出向、条々尋
沙汰、

十九日、晴、早旦參右府御亭、今度御直衣始条々尋了、次今度之御沙汰
次第不審、存何御例候哉、承及候分、康曆御例云々、件度大将御拜賀以
前候、今度大納言御拜賀以前候、可相違事候歟、如何、定宜樣計御申候
哉由申入了、則返承云、今度之御行粧之儀、不可然由雖申入、依申次不
達歟、忝可進注之由被仰之間、無力、任宜儀了云々、此趣尤歟、但每事
被申計上者、能々分被申決哉、室町殿御意、右府被任計御申間、いか程
も此子細不被申達哉、珍事為之如何、又申次未盡也、彼是可謂珍事、然
而今度之儀、每事省略御沙汰也於御僮僕者、康曆御例同事也承者也、莫
言々々、入夜、着束帶參 内、是内府拜賀、為申次也、今朝自頭弁被与
奪故也、曉更之時分先參内、経床子座前進弓場、予自無名門、不持内府
答揖、予同之、則參御所方、無程帰出、今度持予揖、内府答揖之後、帰
入、每度左次内府舞踏、了後、入無名門、昇小板敷、着殿上端座、每度
掛如例、則入上戸、内々御対面、宜定所、予申次、又入上戸帰着端座、

掛如例、則入上戸、内々御対面、宜定所、予申次、又入上戸帰着端座、

掛如例、則入上戸、内々御対面、宜定所、予申次、又入上戸帰着端座、

無程自無名門經床子座前退出、無着陣之儀、抑行粧微々也、自里亭出立、先殿上前駢（盜野也）教國朝臣・教秀朝臣（勤修寺）・親長朝臣（自齋寺）・季遠朝臣、次地下前駢三人（交名可尋知）、先行列可為地下前駢歟、如何、定有例哉、不

審、內府毛車、如木雜色四人・如木牛童等・小雜色召具、後衛府長一人、（正親町三条實雅）、次帥大納言（車毛）、如木雜色一人、次三条中納言、車後衛府侍一人召具了、神妙行粧也、抑殿上前駢不取松明、勿論歟、弁官（二人持笏、勿論歟、殿上弁官猶不持歟、次參）仙洞云々、

申次親長朝臣也云々、先內府拜賀以前、左大弁宰相拜賀、極薦遲參間、予祇候間、內々有相談了予勤申次同內府、舞踏了、入無名門自神仙門着殿上、無程入無名門直着陣、先經床子座前了、內々參御前、次參仙洞云々、行粧前駢一人・如木雜色一人・小雜色三四本計也、先參 室町殿

之由、頭弁被相語了、門前行列間見頭弁見物、問御上、進一盞、青侍同有一盞、不無其興者也、

廿日、晴、東院得業上洛、五色以下送給者也、自今日於等持寺被行御八講、行事弁教秀朝臣云々、參仕公卿可尋記、自南都光明院・東院兩院家參候云々、以外無人也、自余僧正等可尋記、

廿一日、廿二日、廿三日、晴、有權中納言使者、來廿七日室町殿御加級可申沙汰云々、畏

入由申入了、上卿北（不造持康）大納言也、入夜大地震、廿四日、晴、參普光院、今日正御月忌也、今日御八講結願也、

廿七日、晴、未一点着束帶參 內、是 室町殿御加級依申沙汰也、上卿北

畠大納言、大內記在治參陣、頃之上卿着陣、着端先予覽藏人方吉書、賦、

則予婦給結申退、於床子前下史、次於軾仰々詞、（以從三位源朝臣可叙正二位、今作位記）上卿

唯、予退、左 次上卿召官人、召內記、々々參軾、上卿被仰々詞歟、次

上卿撤軾退出、予以下直參 室町殿、祝言由以永繼申入、今不可有御對

面、重可參賀由也、仍上卿等先退出、內記祇候、砂金十兩如例被下云々、頃之着直垂參 室町殿、人々御太刀進上之後、申入上様退出、相

當申沙汰表万歳之儀、自愛祝着無極幸甚々々、大外記（宗賢）等參陣了、請印近代無之、仍少納言等不參、

廿九日、晴、入夜少雨下、今夜任大臣節会也、奉行頭弁、（勝光朝）右

大將實量卿任內大臣云々、上卿久我大納言、外弁三条中納言・新中納言（三条）・左大弁宰相、（冬房朝臣、後秀）少納言業忠朝臣、弁教秀朝臣等參陣、兩局・內

記在治同參陣、但於內記俄不參、少內記勤仕也、何哉、無謂、可尋記、予指雖無參役依催早參、權佐早參、頃之內弁着陣、事儀大略如例、

先奏 宣命、（于時雨下、不被奏雨儀、西軒下奏聞、不審事也）頭弁雖雨儀自無名門出逢、內弁進退始

終可謂散々、諸人笑微、為之如何、予召內侍扶持、依頭弁与奪也、事終退出、（宗賢）今度無除目、小折紙一紙書 勅筆被遣奉行、（○後）

『足利義成直衣始申沙汰記』

宝徳二七五

大納言御直衣始申沙汰条々、

衛府長

御後官人

御車副二人

牛童一人此外口取二人

扈從公卿七人

以康曆御例注進之、

条々

御装束方藤宰相一

条々兼日向、

一、御装束方高倉水巻、藤宰相一向沙汰、色目有右、

一、御車方

毛車被加修理、有御倉、

御下簾蘇芳、有御倉、

御鞆有御倉、

大綱白、被新調、

雨皮杖、結布、

此外御簾・半畳新調、

一、御車、為被渡人夫卅人、仰鴨社々務了、梨木祐清

一、御牛童同水干牛、被下御訪、

一、番頭事同被下御訪、

一、退紅仕丁釜殿沙汰立、被付御訪、雨皮持、

一、白張仕丁御笠持料、一向武家、

同御笠・同袋・御筒・御沓御

以上、政所如何用意之、仰遣了、

一、扈從公卿・殿上人事御点也、

一、前駟十人有御訪、尋試交名載散狀、

一、同馬総事仰飯尾左衛門大夫遣折紙、

一、衛府長被下御訪、武春也、

一、付花事、松葛、送一枝□松は無之、入江殿被申云々、

同鞍・皆具事仰飯尾左衛門大夫、

水干鞍黑移猶可然、但近代儀也、

同付花事松につ、

同鞍御倉、

表敷師子丸、

泥障くま、黑移同、

引差繩白、

一、衛府侍十人飯尾左衛門大夫、可尋交名、

一、帶刀二人同右、

一、御後官人衣赤、

同鞍・太刀、沃懸地無文云々、

一、僮僕同、可尋、

政所方

御笠持仕丁張、白、

御笠袋

御笠持仕丁張、

御笠袋

御笠 御沓副御

松明事 御筒

一、御路事、可伺

一、掃除事

一、辻固事

以上仰飯尾左衛門大夫、

一、行列事

一、左衛門陣代事

一、御次第

当日方

一、御身固(勸解申路 在貞卿)

一、御加持(義實 院 三玉)

一、御祈事(前五日、自七月一日被^(仰力)、御持僧、以奉書所々触申、)

一、刻限事可伺

一、御簾・御沓役事可伺

一、可進上^(掌)散^(侍力)状事

一、常灯事(仰御所持 代百疋 遣飯尾左衛門大夫)

『義政公直衣始参仕記』

宝徳二年七月

〔五日〕丁未 天晴風静、今日室町殿^(足利義政)位、十六歳^(義一)、御参 内也、雖御拜賀

以前内々為御直衣始儀、依奉行家司并供奉、午一点計束帶、^(着)如日駕小八

葉車、^(長物見事、新調不事行之間、)僮僕小舍人童如木、一人、如木雜色一人、^(衛之)孫^(門)平礼、^(冬房御貫首以前車借請之、)下結乱緒

小雜色^(重朽葉衣、牛童、薄青、上結、尤可下結也、)白召具、先参内^(内々)儀、御装束

以下加檢知退出、直参 室町殿、自四足門参仕、地下前駈等少々已参候

程也、先遣下家司^(中愿)盛繼、散状、次第相触了、頃之人々参集、申刻計令着

御直衣給、^(高倉水敷 藤宰相父子 薄)色御指貫、^(御文鳥多 須幾也)生白御単、紅打御衣、紅御下袴、

御装束事畢、於公卿座有御加持、^(義實)三宝院 次有御身固、^(勸解申路)抑無公卿着座

之儀、晴之時可有此儀歟、右府^(二条持通)御次第 参給、御前令見訪給由也、則自

閑所退出給、自公卿座前階下御、^(先公卿以下中門廊戸前列立、東上南面、殿上人列、)此末、前駈一列車^(宿前)、^(此末、前駈一列車、)東上北面、諸卿等踰居、

教国朝臣献御沓、衛府長候御外、^(前駈右、)於四足門下御乘車、御車、左京

大夫相豊朝臣開替戸、引出懸筵、立御榻、次頭右大弁勝光朝臣塞御簾、

乘御之後令卷上御前方簾給、路次行列、先前駈笠持、^(二)次前駈十人^(二)行、

以下脇為先、相豊朝臣^(天江)匡国朝臣^(高階)康俊^(源)頼弘^(兼益)、次番頭八人、^(二)次帶刀二人、^(二)步行、

伊勢備中守貞親、次御車、^(御車副二人、)如木、御牛童、^(如木、)副御牛童二人、^(水干、)織物、

釜殿着退紅持雨皮、^(方左)白張仕丁、^(持御)次衛府長、^(下毛野武春、白襖、付花松)次

布衣侍十人、^(二)行、^(千秋駿河守持季、)松田上野介信朝、^(小早河備後守照平、)長伊豆守信康、^(朝日)小串次郎左衛門尉成行、^(騎馬、)近江守教貞、^(玉置民部少輔繼直、)宮下野修理亮教元、^(杉原伯耆左京亮親宗、)松田次郎左衛門尉元秀、

次御後官人、五位尉佐々木近江守持綱、赤衣束帶、々弓筋、尤為布袴事也、（足利義滿）鞍、太刀浴懸地、此外就僮僕有不審事、

次扈從公卿、左衛門督持季卿、直衣下結、駕毛車、垂車簾、（正親町）

花山院中納言以下同之、攝副衣冠諸大夫一人、衛府長一人以下也、

西園寺中納言前驅一人、衛府長一人以下也、

日野中納言資綱卿、直衣下結、紅打衣、毛車、如木雜色以下也、抑退紅仕丁持雨皮付、院宮外不可付之、不可說々々々、只雨皮計可持也、為後不審少注之、

侍從宰相下冷泉、持為卿、衣冠下結、八葉車、差綱、小雜色以下也、

左大弁宰相冬房朝臣、束帶、毛車、如木雜色以下也、父公前過之時不及下車、不（下車力）簾、知他行故云々、兼日有沙汰歟、

次殿上人

万里小路前時房、前府門前過之時下車簾、尤雖可下車不私故也、御出以前有此沙汰、

頭右大弁勝光朝臣木童、如木雜色以下也、

伯中將忠富朝臣文車、隨身、如木童以下也、

內藏頭顯言朝臣文車、隨身、如木童以下也、

北畠中將教親朝臣文車、隨身、如木童以下也、

右中弁教秀朝臣勸修寺、如木雜色以下也、

滋野井少將教国朝臣文車、隨身、如木童以下也、

予前內府前過時下車簾、同頭弁之所為、小八葉車、長物、依大臣子孫也、如木童、如木雜色以下也、見右、

左兵衛佐永繼高倉、文車、隨身、如木童以下也、後聞、不召具如木童云々、

以上各束帶、御路、一条東行、万里少路南行、中御門西行、東洞院北

行、於陽明門代正親町以南土御門、御者役人、以下如初、自左衛門陣御參、內、自

高遣戸内々御參常御所、庭上着御等、儀不及見、三獻陪膳、後御退出、於中御門辺取松

明、還御兼仰御所持等、燈等用意之、之後、於公卿座、扈從人々御對面、予申次之、各進

上御太刀了、次人々參集大方殿御方、申入珍重由退出、于時微雨下、終

日不降、諸人悦喜者也、無為無事、惣別大慶々々、抑無風雨難御祈事、

相觸御持僧達畢、自去一日致懇念、各御卷數進上之、件奉書文章不審之

間、請指南万里少路、前內府、書之者、鹿苑院殿任槐御昇進以後、扈從之輩、以內々

儀相觸云々、旁今度内々儀叶理者也、有別紙、今度之儀、案之、康曆度

大將御拜賀以後也、代々御拜賀以後有御直衣始儀之間、其以前者、鹿苑

院殿等内々令着御直衣給歟、今御直衣始号事、不可然者哉、尤令錯乱、

為之如何、然去二日、以頭日野勝光、闌被申右府云、任康曆御例、被計申故也、御直衣始御沙汰

事、有例由承問、得其意処、被及聞思食候へは、無例事候けり、以外次

第、以趣種々有御問題問題、旨、仍今度御直衣始事不可然候、御拜賀以後御沙

汰可然之由、以前度々令申候き、無其御返事、只念御出以下事可注申之

由、被仰之間、一紙注進了、定申次不達候哉、但殿上着御等儀御略之上

者、内々儀勿論也、於御行粧者、旧は内々出仕も為如此、然何可被用晴

儀候哉之由、被申之間、時宜無子細、令遂其節給条、先以珍重々々、折

也、前後相違、莫言々々、御次第被改直内々分重作進云々、仍每事内々儀

卜被載之条、不叶理者哉、御散状御直衣始卜載之、任御次第畢、就中、

予一向申沙汰事、去月十六日中山中納言申送云、輕服事俄出来之間、申

沙汰不可叶、大略雖事具、自今至当日、就奉行家司、可申沙汰之由被仰

下云々、畏承之旨返答了、今日辻固如例、武家奉行飯尾左衛門大夫為數

也、布施民部大夫貞基相加云々、皆以直垂也、

一、衛府長騎馬具事、每度自御所被備下云々、宝幢寺供養之時、（廣橋兼宣）祖父申

沙汰之時分明也、仍仰伊勢備中守并左衛門大夫等処、無御倉、無余日、

旁可如何哉云々、雖可為黑移、及闕如者愚物水干鞍可召進由、兩人相談

之間、尤可然云々、水干鞍又不可有子細、由、右府被計申故也、鞍、舌長等遣御藏、加修理、猶切付

等者悉御新調也、（慈照）靱井奉行之、宝幢寺供奉之時、水干鞍（由分）勿論也明也、

（貼紙、折紙、綱光筆）

一、御所様令進上散状也、強紙書之、右府等書進には(日野勝光)頭弁殿不書、只勝

光朝臣卜如常書之、

御直衣始

扈從公卿

(正親町持季)左衛門督 花山院中納言

(正親町三條公綱)三條中納言 西園寺中納言

日野中納言 侍從宰相

冬房朝臣

殿上人

此殿字伝奏如此書、是故如此、頭弁殿 忠富朝臣

勝光朝臣、顯言朝臣 教親朝臣

(折裏)教秀朝臣 教国朝臣

〔丞〕網光

地下前駈

相豊朝臣 匡国朝臣

康俊 頼弘

兼益 行実

富治 康宣

頼富 久任

衛府長

下毛野武春

官人

(佐々木大原)持綱

┌